

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当随意契約に関する事前公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約について、三浦市契約規則第34条の3第1号及び第2号の規定に基づき次のとおり公表します。

No.	契約件名	契約締結 予定日	契約内容	契約の相手方	契約の相手方 の決定方法	選定基準
1	三浦市立初声小学校 スクールバス運転業務委託	R5.10.1	高円坊地区から三浦市立初声小学校に 通学する児童の送迎バスの運行	公益社団法人 三浦市シル バー人材センター	随意契約	高齢者等の雇用の促進及び機会 の確保を図ること。